

## 第5章 計画の推進

## 第1 市民・関係機関との連携

---

第5期障害者支援計画の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関の協議が欠かせないことから、障害のある人をはじめ、その家族、各種障害者施設、その他関係機関及び鶴ヶ島市障害者支援協議会と連携を密にし、計画の推進を図っていきます。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のサービス見込量や事業所の指定などについて、埼玉県障害福祉計画と必要な調整を図り、この計画が円滑に進むようにしていきます。

鶴ヶ島市障害者支援協議会とは

鶴ヶ島市における障害者等への支援体制に関する課題を共有し、市の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議です。

《協議事項》

- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- 困難な事例への対応のあり方に関すること
- 地域の社会資源の開発、改善等に関すること
- 委託相談支援事業者等の運営評価等に関すること
- 相談支援の体制整備に関すること
- 鶴ヶ島市障害者支援計画に関すること

《組織》

- 保健・医療関係者
- 教育・雇用関係機関
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉協議会職員
- 障害者関係団体
- 障害者等、障害児の保護者又は介護者
- 障害福祉サービス事業者
- 学識経験者

## 第2 情報の提供・広報

---

第5期障害者支援計画の基本理念である「ともに生きるやさしさのあるまち」を実現するためには、市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのために、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法の趣旨や第5期障害者支援計画の内容の普及啓発に努めます。

また、この計画を推進するために、関係機関への第5期障害者支援計画の配付、市民センター・図書館などでの計画書の閲覧、インターネットホームページへの掲載などを通して、広く周知します。

### 第3 計画の達成状況の点検及び評価

---

計画期間（令和6年度から令和8年度）の各年度において、達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づき見直しを行うなど、計画に掲げる目標の達成に向けて必要な対策を講じます。

また、点検・評価の際は、鶴ヶ島市障害者支援協議会などに意見を聴くとともに、その結果を公表します。

### 第4 財源の確保

---

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、各種サービスごとの見込量などの数値目標を設定し、計画的な整備を行うものとされており、その財源の確保が必要不可欠です。

これらの計画に設定した各種サービスごとの見込量を確保するために、行財政改革の実効性を高め、財政健全化を図ることはもとより、障害者福祉施策全般にわたり、サービスの内容、質、量等について、必要な見直し・検討を図り、財源の確保に努めます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、国や県の負担金・補助金など必要な財源の確保に努めます。



## 資料編

## 1 鶴ヶ島市障害者支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、鶴ヶ島市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立した日常生活及び社会生活の促進を図り、障害児の保護者又は介護者の福祉の向上に資することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 困難な事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (5) 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用等、相談支援の体制整備に関すること
- (6) 鶴ヶ島市障害者支援計画に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 教育・雇用関係機関
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) 障害者関係団体
- (6) 障害者等、障害児の保護者又は介護者
- (7) 障害福祉サービス事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、専門的知識を有する者及び関係機関等のうちから市長が委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

(守秘義務)

第9条 協議会及び専門部会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らし  
てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 【委員名簿】

会長 本名 靖

副会長 菊本 圭一

No.	区分	委員構成	氏名	所属
1	1号	保健・医療関係者	大竹 智英	坂戸保健所
2	1号	保健・医療関係者	大谷 博美	鶴ヶ島在宅医療診療所
3	1号	保健・医療関係者	石田 直美	市保健センター
4	2号	教育・雇用関係機関	金野 一真	市こども支援課
5	2号	教育・雇用関係機関	田中 仁也	市教育委員会教育センター
6	2号	教育・雇用関係機関	金子 周平	毛呂山特別支援学校
7	2号	教育・雇用関係機関	平田 佳子	市立発育支援センター
8	3号	民生委員・児童委員	宮部 文子	民生委員・児童委員連合協議会
9	5号	障害者関係団体	菊本 圭一	社会福祉法人けやきの郷
10	5号	障害者関係団体	高橋 智子	特定非営利活動法人 こっこの会
11	6号	障害者等、障害児の保護者又は介護者	町田 弘之	公募
12	6号	障害者等、障害児の保護者又は介護者	松本 曜	公募
13	6号	障害者等、障害児の保護者又は介護者	渡邊 朗子	公募
14	7号	障害福祉サービス事業者	若山 孝之	特定非営利活動法人 埼玉障害者センター
15	7号	障害福祉サービス事業者	山下 信一	株式会社てくてく
16	7号	障害福祉サービス事業者	筋野 裕右	トータルファミリーサポートあゆみ
17	7号	障害福祉サービス事業者	細貝 ひな子	NPO法人カローレ
18	7号	障害福祉サービス事業者	松本 貴至	特定非営利活動法人 あゆみ福祉会
19	8号	学識経験者	本名 靖	社会福祉法人ひまわり福祉会 元東洋大学ライフデザイン学部



## 2 鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を統合し、鶴ヶ島市障害者支援計画（以下「支援計画」という。）を策定するため、鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 支援計画の策定に関して必要な事項を審議するとともに、策定案の作成に関すること。
- (2) その他支援計画の策定に関し必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部参事の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、障害者福祉課が担当するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【委員名簿】

	所 属	氏 名	備 考
1	総合政策部長	袴 田 健	
2	総務部長	高 澤 嘉 晴	
3	市民生活部長	白 井 克 英	
4	福祉部長	円城寺 菜穂子	委員長
5	健康部長	田 村 潤一郎	副委員長
6	都市整備部長	田 村 智	
7	都市整備部参事	後 口 秀 樹	
8	教育部長	伊 東 栄 治	
9	教育部参事	深 谷 朋 代	

### 3 計画策定の経過

日付	内容	備考
令和5年 6月2日	第1回障害者支援協議会 ・第5期障害者支援計画について ・障害者市民意識調査について	
6月20日	第1回障害者支援協議会障害者支援計画策定に係る作業部会 ・障害者市民意識調査について	
6月29日～ 7月31日	障害者市民意識調査実施	
7月20日～ 7月24日	障害者団体等ヒアリング実施	
10月19日	第2回障害者支援協議会障害者支援計画策定に係る作業部会 ・計画の位置づけについて ・現状と課題について ・基本理念・施策体系について	
12月18日	第3回障害者支援協議会障害者支援計画策定に係る作業部会 ・障害者プラン（案）について ・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について	
12月21日	第1回障害者支援計画策定委員会 ・第5期障害者支援計画（素案）について	
令和6年 1月25日	市議会全員協議会	
1月26日	障害者支援協議会 意見聴取（書面） ・第5期障害者支援計画（素案）について	
1月26日～ 2月24日	市民コメント実施	
3月5日	第2回障害者支援計画策定委員会（書面） ・市民コメントの結果について ・第5期障害者支援計画（案）について	

## 4 市民コメント制度の実施

計画策定にあたって広く市民の意見を求めるため、市民コメントを実施しました。

### ■市民コメントの概要

項目	内容
実施期間	令和6年1月26日～令和6年2月24日
公表方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページに掲載</li><li>・情報公開コーナーにおける閲覧</li><li>・各市民センター、若葉駅前派出所、保健センター、女性センター、中央図書館、障害者福祉課における閲覧</li></ul>
応募件数	28件

第 5 期鶴ヶ島市障害者支援計画

第 7 期鶴ヶ島市障害者プラン

第 7 期鶴ヶ島市障害福祉計画

第 3 期鶴ヶ島市障害児福祉計画

令和 6 年 3 月

発行 鶴ヶ島市

〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 1 6 - 1

電話 049-271-1111

編集 鶴ヶ島福祉部障害者福祉課